

高浜発電所 安全審査資料
2-0-改 5
2023 年 8 月 16 日

高浜発電所 1 号炉、 2 号炉、 3 号炉及び 4 号炉

蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び
保修点検建屋設置に係る設置許可基準規則の関
係性について

2023年8月

関西電力株式会社

緑字は前回からの変更箇所を示す。

蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び保修点検建屋設置の安全設計について「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日制定）（以下、「設置許可基準規則」という。）に適合するように設計する。

蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び保修点検建屋設置に関する設置許可基準規則の整理をそれぞれ第 1 表～第 3 表に示す。

設置許可本文の変更箇所に該当する条文は次のとおり。

- ・第六条 外部からの衝撃による損傷の防止
- ・第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止
- ・第十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ
- ・第二十七条 放射性廃棄物の処理施設
- ・第二十八条 放射性廃棄物の貯蔵施設
- ・第二十九条 工場等周辺における直接線等からの防護
- ・第三十七条 重大事故等の拡大の防止等

本申請では、これらの条文に対する適合性確認を実施する。

第1表 蒸気発生器取替えに関係する設置許可基準規則

凡例

●	本申請の適用条文のうち、今回の申請の中で適合性を説明する必要があるもの
○	本申請の適用条文であるが、既許可の設計方針にて申請対象設備の適合性を確認できるもの
×	申請対象設備と関係性がないもの

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第1条	適用範囲			×	
第2条	定義			×	
第3条	設計基準対象 施設の地盤	1	-	○	基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。また、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。
		2	-	○	地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。
		3	-	○	将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。
第4条	地震による損傷の防止	1	-	●	蒸気発生器は耐震 S クラスであり、耐震重要度分類の S クラスに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。
		2	-	●	
		3	-	●	基準地震動 Ss による地震力に対して、安全機能が損なわれない設計とする。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第4条	地震による損傷の防止	4	-	○	基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。
		5	-	×	燃料被覆材への要求であることから、関係しない。
		6	1	×	兼用キャスク及びその周辺施設への要求であることから、関係しない。
			2	×	
		7	-	×	
		1	-	○	基準津波に対して、耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。
		2	1	×	兼用キャスク及びその周辺施設への要求であることから、関係しない。
			2	×	
第5条	津波による損傷の防止	1	-	○	発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。
		2	-	○	当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。
		3	-	○	発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なうことのない設計とする。
		4	1	×	兼用キャスクへの要求であることから、関係しない。
			2	×	
		5	-	×	
		6	1	×	
			2	×	
		7	-	×	
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	1	-	○	兼用キャスクへの要求であることから、関係しない。
		2	-	○	
		3	-	○	
		4	-	○	
		5	-	○	
		6	-	○	
		7	-	○	
		8	-	○	

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		-	-	○	発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける設計とする。
第8条 火災による損傷の防止		1	-	●	火災により原子炉施設の安全機能を損なうことが無いよう、火災防護対策を講じる設計とする。
		2	-	×	蒸気発生器取替えに伴い、原子炉格納容器内の消火設備を変更しないことから、関係しない。
第9条 溢水による損傷の防止等		1	-	○	安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。
		2	-	○	設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。
第10条 誤操作の防止		1	-	○	設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じた設計とする。
		2	-	○	安全施設は、容易に操作することができる設計とする。
第11条 安全避難通路等		1	1	○	原子炉施設の建屋内には数箇所避難階段を設置し、それらに通じる避難通路を設ける。また、中央制御室、避難通路等には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。
				○	非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。
				○	設計基準事故が発生した場合に用いる照明として専用の内蔵電池を備える作業用照明を設ける設計とする。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第12条	安全施設	1	-	●	安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とする。
		2	-	○	安全機能を有する系統のうち、重要度が特に高い安全機能を有する系統については、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮し、原則として多重性のある独立した系列又は多様性のある独立した系列を設け、各系列又は各系列相互間は、離隔距離を取るか必要に応じ障壁を設ける等により、物理的に分離し、想定される单一故障及び外部電源が利用できない場合を仮定しても所定の安全機能を達成できる設計とする。
		3	-	●	設計条件を設定するに当たっては、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。
		4	-	●	健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、原子炉の運転中または停止中に試験又は検査できる設計とする。
		5	-	○	蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことのない設計とする。
		6	-	○	原子炉施設間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用又は相互に接続することを考慮した設計とする。
		7	-	×	本項は、安全施設（重要安全施設を除く。）に適用されるものであり、蒸気発生器は重要安全施設であることから、関係しない。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第13条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	1	1		●	「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」に対する解析及び評価を実施し、要件を満足する設計とする。
		2		●	
第14条 全交流動力電源喪失対策設備	-	-		×	電源設備に対する要求であることから、関係しない。
第15条 炉心等	1	-		×	原子炉固有の出力抑制特性等への要求であることから、関係しない。
	2	-		×	炉心への要求であることから、関係しない。
	3	-		×	燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物への要求であることから、関係しない。
	4	-		●	蒸気発生器は、1次冷却材又は2次冷却材の循環、沸騰等により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けない設計とする。
	5	-		×	燃料体への要求であることから、関係しない。
	6	1		×	
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設				×	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設への要求であることから、関係しない。
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	1	1		●	蒸気発生器の水室・管板・管が、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に加わる負荷に耐えられる設計とする。
		2		○	本号は、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に適用されるものであり、本申請において取替えを行う蒸気発生器にも適用される。 ただし、既許可の設計方針において、原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、原子炉冷却材の喪失を停止させるため、配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し、適切な隔離弁を設けた設計としてお

条文 (設置許可基準)	項	号	関係性	設計方針
				り、本申請における蒸気発生器取替えは、既許可の適切な隔離範囲の中での取替えであることから既許可の設計方針にて申請対象設備の基準適合性が確認できる。
			3	● 蒸気発生器の水室・管板・管が、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に脆性的挙動を示さず、かつ、急速な伝播型破断を生じない設計とする。
			4	×
原子炉冷却材漏えい検出装置に対する要求であることから、関係しない。				
第18条	蒸気タービン		×	蒸気タービンへの要求であることから、関係しない。
第19条	非常用炉心冷却設備		×	非常用炉心冷却設備への要求であることから、関係しない。
第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	-	-	高压注入系への要求であることから、関係しない。
第21条	残留熱を除去することができる設備	-	-	○ 本条文は、残留熱を除去することができる設備に適用されるものであり、本申請において取替える蒸気発生器にも適用される。 ただし、蒸気発生器は、原子炉の炉心からの核分裂生成物崩壊熱と他の残留熱を、原子炉停止後初期の段階にて除去する設計としており、本申請における蒸気発生器取替えは、取替前の蒸気発生器と伝熱性能・系統構成を変更しないことから、既許可の設計方針にて申請対象設備の基準適合性が確認できる。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	1	1	○	本号は、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に適用されるものであり、本申請において取替える蒸気発生器は原子炉で発生する熱を復水器まで輸送するための設備の一部であることから適用される。 ただし、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時、原子炉で発生した熱は、復水器を経て最終的な熱の逃し場である海へ放出されるか、又は、大気へ放出される設計としており、本申請における蒸気発生器取替えは、取替前の蒸気発生器と伝熱性能・系統構成を変更しないことから、既許可の設計方針にて申請対象設備の基準適合性が確認できる。
					2 × 原子炉補機冷却設備及び原子炉補機冷却海水設備への要求であることから、関係しない。
第23条	計測制御系統施設	1	1	○	通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、蒸気発生器2次側圧力及び水位を適切な範囲に維持制御し監視できる設計とする。
			2	○	
		1	3	○	設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講じるために必要な、原子炉格納容器内圧力、温度、1次冷却材圧力、1次冷却材温度、高圧及び低圧安全注入流量、補給水流量、原子炉格納容器内水素ガス濃度等のパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり連続監視、記録できる設計とする。
			4	○	前号のパラメータのうち、原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事故時においても加圧器水位、1次冷却材圧力・温度及びサブクール度により監視し、又は推定することができる設計とする。
		5		○	原子炉の停止及び炉心の冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状態を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても、確実に記録及び保存できる設計とする。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針	
第 24 条	安全保護回路			×	安全保護系への要求であることから、関係しない。	
第 25 条	反応度制御系 統及び原子炉 停止系統	1	-	×	蒸気発生器取替えに伴い、新たに反応度制御系統を設けるものではないことから、関係しない。	
			1	×	蒸気発生器取替えに伴い、新たに反応度制御系統を設けるものではないことから、関係しない。	
		2	2	○	本申請において蒸気発生器を取替えることで1次冷却材保有水量が増加することから、関係する化学体積制御系統に適用される。 ただし、化学体積制御系統は1次冷却材中へのほう酸注入ができる設計としており、本申請における蒸気発生器取替えにより必要なほう酸水量が58.9m ³ から61.0m ³ に増加するものの、ほう酸タンクの設備容量(160m ³)への影響はないことから、既許可の設計方針にて申請対象設備の基準適合性が確認できる。	
			3			
		3	4			
			5	×	制御棒への要求であることから、関係しない。	
		4	-	×	蒸気発生器取替えに伴い、新たに反応度制御系統を設けるものではないことから、関係しない。	
		1	1	×	中央制御室での監視・操作等への要求であることから、関係しない。	
第 26 条	原子炉制御室 等		2	×		
			3	×		
			2	-	中央制御室使用不可時の要求であることから、関係しない。	
	3	1	×	中央制御室の有毒ガスに係る要求であることから、関係しない。		
		2	○	中央制御室の居住性が判断基準を満足できる設計とする。		

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第27条 放射性廃棄物の処理施設		1	1	●	周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足できる設計とする。
			2	●	蒸気発生器取替えにより、1次冷却材保有水量が増加し1次冷却材抽出水量が増加する設計変更を伴うため、既許可の液体廃棄物処理能力に影響しないことを確認することにより、既許可に記載している設計方針が妥当であること（設計方針を変更する必要がないこと）を確認している。
			3	×	固体状の放射性廃棄物の処理への要求であることから、関係しない。
第28条 放射性廃棄物の貯蔵施設				×	放射性廃棄物の貯蔵施設への要求であることから、関係しない。
第29条 工場等周辺における直接線等からの防護	-	-	●		蒸気発生器取替えにより、1次冷却材保有水量が増加する設計変更を伴うため、敷地周辺の空間線量率の評価によって目標を満足することを確認することにより、既許可に記載している設計方針が妥当であること（設計方針を変更する必要がないこと）を確認している。
第30条 放射線からの放射線業務従事者の防護	1	1	○		本条文は放射線量を低減する設備に適用されるものであり、本申請において、蒸気発生器を取り替えることで、放射線量に影響があるおそれがあることから、関係する遮蔽（遮蔽設計区分）に適用される。ただし、蒸気発生器取替え前と同様に蒸気発生器は2次遮蔽内に設置する設計としており、本申請において当該遮蔽、2次遮蔽外のフロアの遮蔽設計区分（IV: >0.15mSv/h）及び被ばく管理の運用に変更がないことから、既許可の設計方針にて申請対象設備の基準適合性が確認できる。
		2	×		中央制御室遮蔽への要求であることから、関係しない。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
		2	-	×	放射性物質を取り扱う放射線管理施設を設置することへの要求であり、蒸気発生器取替えに伴い、新たに放射線管理施設を設置・変更するものではないことから、関係しない。
		3	-	×	
第31条	監視設備	-	-	×	プロセスモニタ、モニタポスト等の監視設備への要求であることから、関係しない。
第32条	原子炉格納施設			×	原子炉格納施設への要求であることから、関係しない。
第33条	保安電源設備			×	保安電源設備への要求であることから、関係しない。
第34条	緊急時対策所			×	緊急時対策所への要求であることから、関係しない。
第35条	通信連絡設備			×	通信連絡設備への要求であることから、関係しない。
第36条	補助ボイラー			×	補助ボイラーへの要求であることから、関係しない。
第37条	重大事故等の拡大の防止等	1	-	○	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、想定した事故シーケンスグループに対して、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。
		2	-	○	重大事故が発生した場合において、想定した格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器破損及び放射性物質の発電所の外への異常な放出を防止するために必要な措置を講じる設計とする。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針	
第38条	重大事故等対処施設の地盤		3	-	×	使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料への要求であることから、関係しない。
			4	-	●	重大事故に至る恐れがある事故が発生した場合において、想定した運転停止中事故シーケンスグループに対して、運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。
		1	1	○		基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。また、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。
			2	-	×	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設への要求であることから、関係しない。
			3	-	○	基準地震動による地震力が作用した場合においても、設置圧に対する十分な支持力及び支持性能を有する地盤に設置する。
		2	-	○	地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。	
		3	-	○	将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。	
第39条	地震による損傷の防止	1	1	●	基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能及び重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
			2	×	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設への要求であることから、関係しない。
			3	●	基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能及び重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。
		2	-	○	基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。
第40条	津波による損傷の防止	-	-	○	基準津波に対して、耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。
第41条	火災による損傷の防止	-	-	●	火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。
第43条	重大事故等対処設備	1	1	●	重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。
			2	○	想定される重大事故等が発生した場合においても、重大事故等対処設備を確実に操作できる設計とする。
			3	●	運転中又は停止中に試験又は検査できる設計とする。
			4	○	重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要のある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

条文 (設置許可基準)	項	号	関係性	設計方針
		5	○	重大事故等対処設備は原子炉施設内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないよう、措置を講じた設計とする。
		6	○	重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。
	2	1	○	想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。
	2	2	○	常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設において共用しない設計とする。
	2	3	○	常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。
	3	1	×	可搬型重大事故等対処設備への要求であることから、関係しない。
	3	2	×	
	3	3	×	
	3	4	×	
	3	5	×	
	3	6	×	
	3	7	×	
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	-	-	● 運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	-	-	●	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。
第46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	-	-	●	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	-	-	●	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	-	-	●	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。
第49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備			×	原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備の設置への要求であることから、関係しない。
第50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備			×	原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な格納容器スプレイ等設備の設置への要求であることから、関係しない。
第51条	原子炉格納容器下部の溶融	-	-	×	炉心が溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な原子炉格納容器下部注水設備の設置への要求であることから、関係しない。

条文 (設置許可基準)	項	号	関係性	設計方針
炉心を冷却するための設備				
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	-	-	×	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度制御設備の設置への要求であることから、関係しない。
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	-	-	×	原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために必要な水素排出設備等設備の設置への要求であることから、関係しない。
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備			×	使用済燃料ピット水位が低下した場合において必要な冷却・遮蔽・臨界防止する設備の設置への要求であることから、関係しない。
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	-	-	×	放射性物質の拡散抑制に対する要求であることから、関係しない。
第56条 重大事故等の収束に必要となる水源及び水の供給設備			×	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備への要求であることから、関係しない。
第57条 電源設備			×	電源設備に対する要求であることから、関係しない。
第58条 計装設備	-	-	○	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要な主要パラメータにより、検討した炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために必要な原子炉施設の状態を把握するための設備を設置及び保管する。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第59条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	-	-	×	炉心の著しい損傷が発生した場合に運転員が中央制御室にとどまるための設備への要求であることから、関係しない。
第60条	監視測定設備			×	重大事故等発生時の監視測定設備への要求であることから、関係しない。
第61条	緊急時対策所			×	緊急時対策所への要求であることから、関係しない。
第62条	通信連絡を行うために必要な設備	-	-	×	通信連絡設備への要求であることから、関係しない。

第2表 蒸気発生器保管庫設置に関する設置許可基準規則

凡例

●	本申請の適用条文のうち、今回の申請の中で適合性を説明する必要があるもの
○	本申請の適用条文であるが、既許可の設計方針にて申請対象設備の適合性を確認できるもの
×	申請対象設備と関係性がないもの

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針	
第1条	適用範囲			×		
第2条	定義			×		
第3条	設計基準対象施設の地盤	1	-	●	蒸気発生器保管庫は耐震Cクラスであり、耐震重要度分類のCクラスに応じて算出する地震力が発生した場合においても、十分な支持力を有する地盤に設置する。	
		2	-	×	耐震重要施設及び兼用キャスクへの要求であることから、関係しない。	
		3	-	×		
第4条	地震による損傷の防止	1	-	●	蒸気発生器保管庫は耐震Cクラスであり、耐震重要度分類のCクラスに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	
		2	-	●		
		3	-	×	耐震重要施設への要求であることから、関係しない。	
		4	-	×		
		5	-	×		
		6	1	×	燃料被覆材への要求であることから、関係しない。	
		6	2	×		
		7	-	×		
第5条	津波による損傷の防止	1	-	○	基準津波に対して、耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
		2	1	×	兼用キャスク及びその周辺施設への要求であることから、関係しない。	
		2	2	×		

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	1	-	●	自然事象がもたらす環境条件及びその結果として生じ得る環境条件においても、安全機能を損なうことのない設計とする。
		2	-	×	重要安全施設への要求であることから、関係しない。
		3	-	○	人為によるもの（故意によるものを除く）に対して安全機能を損なうことのない設計とする。
		4	1	×	兼用キャスクへの要求であることから、関係しない。
		4	2	×	
		5	-	×	
		6	1	×	
		6	2	×	
		7	-	×	
第7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	-	-	●	発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける設計とする。
第8条	火災による損傷の防止	1	-	●	火災により原子炉施設の安全機能を損なうことが無いよう、火災防護対策を講じる設計とする。
		2	-	○	消火設備の破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、消火設備の消火方法、消火設備の配置設計等を行うことにより、原子炉を安全に停止させるための機能を損なうことのない設計とする。
第9条	溢水による損傷の防止等	1	-	○	安全施設は原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。
		2	-	○	設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。
第10条	誤操作の防止	1	1	○	設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じた設計とする。
			2	○	安全施設は、容易に操作することができる設計とする。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第11条	安全避難通路等	1	1	●	原子炉施設の建屋内には数箇所避難階段を設置し、それらに通じる避難通路を設ける。また、中央制御室、避難通路等には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。
			2	●	非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。
			3	○	設計基準事故が発生した場合に用いる照明として専用の内蔵電池を備える作業用照明を設ける設計とする。
第12条	安全施設	1	-	●	安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とする。
		2	-	×	安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものへの要求であることから、関係しない。
		3	-	●	設計条件を設定するに当たっては、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を發揮できる設計とする。
		4	-	○	健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、原子炉の運転中または停止中に試験又は検査できる設計とする。
		5	-	○	蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことのない設計とする。
		6	-	×	重要安全施設への要求であることから、関係しない。
		7	-	●	蒸気発生器保管庫は、放射性固体廃棄物の予想発生量に対して必要な貯蔵容量を有することで、安全性を損なうことのない設計とする。
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止			×	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止への要求であることから、関係しない。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第14条	全交流動力電源喪失対策設備	-	-	×	全交流動力電源喪失対策設備への要求であることから、関係しない。
第15条	炉心等			×	炉心等への要求であることから、関係しない。
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設			×	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設への要求であることから、関係しない。
第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ			×	原子炉冷却材圧力バウンダリへの要求であることから、関係しない。
第18条	蒸気タービン			×	蒸気タービンへの要求であることから、関係しない。
第19条	非常用炉心冷却設備			×	非常用炉心冷却設備への要求であることから、関係しない。
第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	-	-	×	一次冷却材の減少分を補給する設備への要求であることから、関係しない。
第21条	残留熱を除去することができる設備	-	-	×	残留熱を除去することができる設備への要求であることから、関係しない。
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備			×	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備への要求であることから、関係しない。
第23条	計測制御系統施設			×	計測制御系統施設への要求であることから、関係しない。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第24条	安全保護回路			×	安全保護回路への要求であることから、関係しない。
第25条	反応度制御系統及び原子炉停止系統			×	反応度制御系統及び原子炉停止系統への要求であることから、関係しない。
第26条	原子炉制御室等			×	原子炉制御室等への要求であることから、関係しない。
第27条	放射性廃棄物の処理施設			×	放射性廃棄物の処理施設への要求であることから、関係しない。
第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	1	1	●	放射性廃棄物が漏えいし難い設計とする。
			2	●	放射性廃棄物による汚染が広がらない設計とする。
第29条	工場等周辺における直接線等からの防護	-	-	●	通常運転時において、直接線、スカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率が、十分低減できる設計とする。
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	1	1	●	放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できる設計とする。
			2	×	放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に対応する設備はないことから、関係しない。
		2	-	×	蒸気発生器保管庫内は、汚染の恐れのない管理区域であり、換気空調設備（ファン、フィルタ等）、退出モニタ（出入管理設備）、除染機材等（汚染管理設備）、試料分析関係設備（放射線測定器）は設置不要であるとともに、機器点検等の作業エリアではないことよりエリアモニタ設置はしないことから、関係しない。
		3	-	×	

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第31条	監視設備	-	-	×	監視設備への要求であることから、関係しない。
第32条	原子炉格納施設			×	原子炉格納施設への要求であることから、関係しない。
第33条	保安電源設備			×	保安電源設備への要求であることから、関係しない。
第34条	緊急時対策所			×	緊急時対策所への要求であることから、関係しない。
第35条	通信連絡設備	1	-	●	設計基準事故が発生した場合に、退避指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備を設置する。
		2	-	×	発電所への通信連絡設備の要求であり、蒸気発生器保管庫の設置によって追加設置は不要であることから、関係しない。
第36条	補助ボイラー			×	補助ボイラーへの要求であることから、関係しない。
第37条	重大事故等の拡大の防止等			×	本申請は重大事故等対処設備に係る既存設備に変更ではなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第38条	重大事故等対処施設の地盤			×	同上
第39条	地震による損傷の防止			×	同上

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第40条	津波による損傷の防止			×	同上
第41条	火災による損傷の防止			×	同上
第43条	重大事故等対処設備			×	同上
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備			×	同上
第45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備			×	同上
第46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備			×	同上
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備			×	同上
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸			×	同上

条文 (設置許可基準)	項 号	関係性	設計方針
送するための設備			
第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備		×	同上
第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備		×	同上
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備		×	同上
第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		×	同上
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		×	同上
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		×	同上
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		×	同上
第56条 重大事故等の収束に必要と		×	同上

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
なる水源及び 水の供給設備					
第 57 条	電源設備			×	同上
第 58 条	計装設備			×	同上
第 59 条	運転員が原子 炉制御室にと どまるための 設備			×	同上
第 60 条	監視測定設備			×	同上
第 61 条	緊急時対策所			×	同上
第 62 条	通信連絡を行 うために必要 な設備			×	同上

第3表 保修点検建屋設置に関する設置許可基準規則

凡例

●	本申請の適用条文のうち、今回の申請の中で適合性を説明する必要があるもの
○	本申請の適用条文であるが、既許可の設計方針にて申請対象設備の適合性を確認できるもの
×	申請対象設備と関係性がないもの

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針	
第1条	適用範囲			×		
第2条	定義			×		
第3条	設計基準対象施設の地盤	1	-	●	保修点検建屋は耐震 C クラスであり、耐震重要度分類の C クラスに応じて算出する地震力が発生した場合においても、十分な支持力を有する地盤に設置する。	
		2	-	×	耐震重要施設及び兼用キャスクへの要求であることから、関係しない。	
		3	-	×		
第4条	地震による損傷の防止	1	-	●	保修点検建屋は耐震 C クラスであり、耐震重要度分類の C クラスに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	
		2	-	●	耐震重要施設への要求であることから、関係しない。	
		3	-	×		
		4	-	×	燃料被覆材への要求であることから、関係しない。	
		5	-	×		
		6	1	×	兼用キャスクへの要求であることから、関係しない。	
		6	2	×		
第5条	津波による損傷の防止	7	-	×		
		1	-	○	基準津波に対して、耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
		2	1	×	兼用キャスク及びその周辺施設への要求であることから、関係しない。	
		2	2	×		

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	1	-	●	自然事象がもたらす環境条件及びその結果として生じ得る環境条件においても、安全機能を損なうことのない設計とする。
		2	-	×	重要安全施設への要求であることから、関係しない。
		3	-	○	人為によるもの（故意によるものを除く）に対して安全機能を損なうことのない設計とする。
		4	1	×	兼用キャスクへの要求であることから、関係しない。
		4	2	×	
		5	-	×	
		6	1	×	
		6	2	×	
		7	-	×	
第7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	-	-	●	発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける設計とする。
第8条	火災による損傷の防止	1	-	●	火災により原子炉施設の安全機能を損なうことが無いよう、火災防護対策を講じる設計とする。
		2	-	○	消火設備の破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、消火設備の消火方法、消火設備の配置設計等を行うことにより、原子炉を安全に停止させるための機能を損なうことのない設計とする。
第9条	溢水による損傷の防止等	1	-	○	安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。
		2	-	●	設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第10条	誤操作の防止	1	1	○	設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じた設計とする。
			2	○	安全施設は、容易に操作することができる設計とする。
第11条	安全避難通路等	1	1	●	原子炉施設の建屋内には数箇所避難階段を設置し、それらに通じる避難通路を設ける。また、中央制御室、避難通路等には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。
			2	●	非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。
			3	○	設計基準事故が発生した場合に用いる照明として専用の内蔵電池を備える作業用照明を設ける設計とする。
第12条	安全施設	1	-	●	安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とする。
		2	-	×	安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものへの要求であることから、関係しない。
		3	-	●	設計条件を設定するに当たっては、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。
		4	-	○	健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、原子炉の運転中または停止中に試験又は検査できる設計とする。
		5	-	○	蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことのない設計とする。
		6	-	×	重要安全施設への要求であることから、関係しない。
		7	-	●	保修点検建屋は、放射性液体廃棄物の予想発生量に対して必要な処理容量を有することで、安全性を損なうことのない設計とする。

条文 (設置許可基準)	項 号	関係性	設計方針
第13条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止		×	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止への要求であることから、関係しない。
第14条 全交流動力電源喪失対策設備	-	×	全交流動力電源喪失対策設備への要求であることから、関係しない。
第15条 炉心等		×	炉心等への要求であることから、関係しない。
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設		×	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設への要求であることから、関係しない。
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ		×	原子炉冷却材圧力バウンダリへの要求であることから、関係しない。
第18条 蒸気タービン		×	蒸気タービンへの要求であることから、関係しない。
第19条 非常用炉心冷却設備		×	非常用炉心冷却設備への要求であることから、関係しない。
第20条 一次冷却材の減少分を補給する設備	-	×	一次冷却材の減少分を補給する設備への要求であることから、関係しない。
第21条 残留熱を除去することができる設備	-	×	残留熱を除去することができる設備への要求であることから、関係しない。
第22条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備		×	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備への要求であることから、関係しない。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第23条	計測制御系統施設			×	計測制御系統施設への要求であることから関係しない。
第24条	安全保護回路			×	安全保護回路への要求であることから、関係しない。
第25条	反応度制御系統及び原子炉停止系統			×	反応度制御系統及び原子炉停止系統への要求であることから、関係しない。
第26条	原子炉制御室等			×	原子炉制御室等への要求であることから、関係しない。
第27条	放射性廃棄物の処理施設	1	1	●	周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足できる設計とする。
			2	●	液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び原子炉施設外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることが防止できる設計とする。
			3	×	固体状の放射性廃棄物の処理に係るものではないため、関係しない。 なお、切断作業は第30条の放射線防護上の措置を講じて実施する。
第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	1	1	×	放射性廃棄物の貯蔵施設への要求であることから、関係しない。
			2	×	
第29条	工場等周辺における直接線等からの防護	-	-	●	通常運転時において、直接線、スカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率が、十分低減できる設計とする。

条文 (設置許可基準)		項	号	関係性	設計方針
第30条 放射線からの 放射線業務従事者の防護		1	1	●	遮蔽設計基準に基づき放射線業務従事者が業務に従事する場所において遮蔽（建屋の外壁、内壁のコンクリート）の設置及び廃液移送時の遠隔操作により、放射線量を低減できる設計とする
			2	×	放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に対応する設備はないため、関係しない。
		2	-	●	放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設ける。
		3	-	●	放射線管理に必要な情報を中央制御室及びその他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設計とする。
第31条	監視設備	-	-	×	監視設備への要求であることから、関係しない。
第32条	原子炉格納施設			×	原子炉格納施設への要求であることから、関係しない。
第33条	保安電源設備			×	保安電源設備への要求であることから、関係しない。
第34条	緊急時対策所			×	緊急時対策所への要求であることから、関係しない。
第35条	通信連絡設備	1	-	●	設計基準事故が発生した場合に、退避指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備を設置する。
		2	-	×	発電所への通信連絡設備の要求であり、保修点検建屋の設置によって追加設置は不要であることから、関係しない。
第36条	補助ボイラー			×	補助ボイラーへの要求であることから、関係しない。

条文 (設置許可基準)	項 号	関係性	設計方針
第37条 重大事故等の拡大の防止等		×	本申請は重大事故等対処設備に係る既存設備に変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから、既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。
第38条 重大事故等対処施設の地盤		×	同上
第39条 地震による損傷の防止		×	同上
第40条 津波による損傷の防止		×	同上
第41条 火災による損傷の防止		×	同上
第43条 重大事故等対処設備		×	同上
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		×	同上
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備		×	同上

条文 (設置許可基準)		項 号	関係性	設計方針
第 46 条	原子炉冷却材 圧力バウンダ リを減圧する ための設備		×	同上
第 47 条	原子炉冷却材 圧力バウンダ リ低圧時に発 電用原子炉を 冷却するため の設備		×	同上
第 48 条	最終ヒートシ ンクへ熱を輸 送するための 設備		×	同上
第 49 条	原子炉格納容 器内の冷却等 のための設備		×	同上
第 50 条	原子炉格納容 器の過圧破損 を防止するた めの設備		×	同上
第 51 条	原子炉格納容 器下部の溶融 炉心を冷却す るための設備		×	同上
第 52 条	水素爆発によ る原子炉格納 容器の破損を 防止するため の設備		×	同上
第 53 条	水素爆発によ る原子炉建屋 等の損傷を防		×	同上

条文 (設置許可基準)	項 号	関係性	設計方針
止するための設備			
第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		×	同上
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		×	同上
第56条 重大事故等の収束に必要となる水源及び水の供給設備		×	同上
第57条 電源設備		×	同上
第58条 計装設備		×	同上
第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		×	同上
第60条 監視測定設備		×	同上
第61条 緊急時対策所		×	同上
第62条 通信連絡を行うために必要な設備		×	同上

参考資料目次

参考資料1 設置許可基準規則第15条（炉心等）への適合性について

以下資料を削除

- ・設置許可基準規則第30条（放射線からの放射線業務従事者の防護）への適合性について
- ・保修点検建屋設置および蒸気発生器保管庫設置における遮蔽設計に係る説明（第30条関連）
- ・「本申請のうち適用条文であるが、既許可の設計方針にて申請対象設備の適合性を確認できるもの」に関する適合性について

参考資料 1

設置許可基準規則第15条（炉心等）への適合性について

1. 概要

高浜発電所3号炉及び4号炉においては、取替後の蒸気発生器が、設置許可基準規則第15条に基づいて、流体振動又は温度変動により損傷を受けない設計とする。

第15条 炉心等

- 1 設計基準対象施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。
- 2 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えないものでなければならない。
- 3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持するものでなければならない。
- 4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。
- 5 燃料体は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。
- 6 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
 - 二 輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとすること。

2. 蒸気発生器取替えに係る第15条の適合性

蒸気発生器取替えに係る第15条（炉心等）の適合性は下表の通り。

表 蒸気発生器取替えに係る第15条の適合性

条文	既許可の設計方針	本申請における設計方針（条文適合性の説明）	関係性
第 15 条	1 項 設計基準対象施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。	原子炉固有の出力抑制特性等への要求であることから、関係しない。	×
	2 項 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に原子炉の運転に支障が生ずる場合において、1次冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能とあわせて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。	炉心への要求であることから、関係しない。	×
	3 項 燃料体、減速材、反射材及び炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できる設計とする。	燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物への要求であることから、関係しない。	×
	4 項 燃料体、炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに1次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、1次冷却材又は2次冷却材の循環、沸騰その他の1次冷却材又は2次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の1次冷却材又は2次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けない設計とする。	蒸気発生器は、1次冷却材又は2次冷却材の循環、沸騰等により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けない設計とする。	●
	5 項 燃料体は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持する設計とする。	燃料体への要求であることから、関係しない。	×
	6 項 燃料体は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとし、輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じない設計とする。		

(1) 流体振動又は温度変動により損傷を受けない設計

蒸気発生器は、多数のU字型伝熱管で構成された機器であり、管の外側を流れる水・蒸気による流力弹性振動の発生により伝熱管が疲労損傷しない^{*1}設計及び蒸気発生器給水入口管台における温度変動により疲労損傷が発生しない^{*2}設計とする。(詳細は設工認でご説明予定)

※1：「日本機械学会 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」

(JSME S NC1-2012) に基づく

※2：「日本機械学会基準 配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」

(JSME S 017-2003) に基づく